

日時 令和8年2月1日(日)

場所 さいたま市民会館

演題 「新しい成年後見人制度の方向性について」

講師 けやき野司法書士法人 司法書士 高橋 弘 様

(一般社団法人日本成年後見法学会 副理事長、中央大学研究開発機構 機構教授)

【要旨】

- 任意後見の仕組みがより使いやすくなる可能性(監督人を誰にするかについての希望を考慮、法定後見との併用容認、監督人不選任の例外容認等)
- 法定後見の仕組みが見直され、令和10年頃に新制度の運用が開始される見込み
- 利用期間が柔軟に見直される(現在の制度は本人が亡くなるまで後見が続く)
- 「補助人、保佐人、後見人」の3類型が「補助」に統一される
- 判断能力を欠く常況にある人が選択できる「特定補助」も創設される。

現在の後見人より権限の範囲は限定的

- ・重要な法律行為(民法13条1項)の全部(必要であれば、+αも可)の取消権
- ・保存行為の代理権
- ・意思表示を受領する代理権
- 「成年後見人 ⇨ 特定補助人」に自動的に移行するようなことにはならず、「成年後見人の終了手続きをした後に新しい制度で再度申請することになる」可能性。
- 民法に新たに年1回の後見(補助)事務報告が義務付けられる(今までは運用で提出を求められていた) ⇨ 裁判所がやめられるかを判断する情報を得るため。

【質疑】

- ・相続についての事例をもとに相談……遺言書の作成がよい
- ・登記事項証明書の取得について……頻繁に取得する必要はなく、必要時に取得すればよい
- ・入所契約の必要ために成年後見人を選定したが、改正後はどうなるのか……一時的な補助人
- ・親の高齢化に伴う世代交代で次の世代(兄弟姉妹等)が選任されにくくなっている
- ・後見人に医療同意権(基本は親族)がないのが問題